

平成17年度公表対象随意契約一覧

(対象：H17.10.1～H17.10.31の期間中に締結した契約のうち予定価格が100万円を超える随意契約)

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
1	平成17年度 食品中の汚染物質等の1日摂取量調査に係るトータルダイエツスタディ調査試料調製 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成17年10月24日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52-1	1,260,000	研究業務の技術的な整合性及び時間的な制約により当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
2	ADMEWORKS Ver.3 購入 1式	同上	平成17年10月28日	株式会社富士通九州システムエンジニアリング 代表取締役社長 富永 英俊 福岡県福岡市早良百道浜2-2-1	2,100,000	国内唯一の取扱業者であることから、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
3	残留農薬分析法開発 1式	同上	平成17年10月20日	北海道立衛生研究所 所長 本間 寛 北海道札幌市北区北19条西12丁目	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
4	残留農薬分析法開発 1式	同上	平成17年10月20日	福島県知事 佐藤 栄佐久 福島県福島市杉妻町2番16号	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
5	残留農薬分析法開発 1式	同上	平成17年10月20日	埼玉県衛生研究所 所長 丹野 瑛喜子 埼玉県さいたま市桜区上大久保639-1	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
6	残留農薬分析法開発 1式	同上	平成17年10月20日	東京都健康安全研究センター 食品化学部残留物質研究科長 井部 明広 東京都新宿区百人町3-24-1	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
7	残留農薬分析法開発 1式	同上	平成17年10月20日	東京都健康安全研究センター 食品化学部残留物質研究科長 井部 明広 東京都新宿区百人町3-24-1	7,500,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
8	残留農薬分析法開発 1式	同上	平成17年10月20日	神奈川県衛生研究所 所長 今井 光信 神奈川県茅ヶ崎市下町屋1丁目3番地1号	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
9	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	愛知県衛生研究所 環境化学科長 大島 晴美 愛知県名古屋市中区北区辻町字流7番6	7,500,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
10	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	岐阜県保健環境研究所 所長 木方 正 岐阜県各務原市那加不動丘1丁目1番地	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
11	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	石川県保健環境センター 健康・食品安全科学部長 岸原 聡 石川県金沢市太陽が丘1丁目11番地	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
12	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	京都府保健環境研究所 所長 中川 雅夫 京都府京都市伏見区村上町395	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
13	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	神戸市環境保健研究所 食品化学部長 田中 敏嗣 兵庫県神戸市中央区港島中町4-6	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
14	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	岡山県環境保健センター 所長 小倉 肇 岡山県岡山市内尾739-1	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
15	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	福岡市長 山崎 広太郎 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
16	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	北九州市長 末吉 興一 福岡県北九州市小倉北区内1-1	7,500,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
17	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	財団法人食品環境検査協会 理事長 江川 宏 東京都中央区京橋3-7-4	10,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
18	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	食品衛生登録検査機関協会 理事長 玉木 武 東京都渋谷区神宮前2丁目6番1号	10,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
19	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	財団法人残留農薬研究所 理事長 岩本 毅 茨城県水海道市内守谷町4321番地	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
20	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	10,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
21	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	財団法人残留農薬研究所 理事長 岩本 毅 茨城県水海道市内守谷町4321番地	1,800,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
22	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月20日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	1,800,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
23	残留農薬等公示分析法検討一式	同上	平成17年10月20日	財団法人残留農薬研究所 理事長 岩本 毅 茨城県水海道市内守谷町4321番地	20,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
24	残留農薬等公示分析法検討一式	同上	平成17年10月20日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	20,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
25	残留動物用医薬品分析法開発等 一式	同上	平成17年10月20日	金城学院大学 薬学部長 片山 肇 愛知県名古屋守山区大森二丁目1723	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
26	残留動物用医薬品分析法開発等 一式	同上	平成17年10月20日	埼玉県衛生研究所 所長 丹野 瑛喜子 埼玉県さいたま市桜区上大久保639-1	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
27	残留動物用医薬品分析法開発等 一式	同上	平成17年10月20日	東京都健康安全研究センター 食品化学部残留物質研究科長 井部 明広 東京都新宿区百人町3-24-1	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
28	残留動物用医薬品分析法開発等 一式	同上	平成17年10月20日	財団法人畜産生物科学安全研究所 理事長 松原 謙一 神奈川県相模原市橋本台三丁目7番11号	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
29	残留動物用医薬品分析法開発等 一式	同上	平成17年10月20日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
30	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月26日	新潟県知事 泉田 裕彦 新潟県新潟市新光町4番地1	3,500,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
31	残留農薬分析法開発 一式	同上	平成17年10月27日	広島県知事 藤田 雄山 広島県広島市中区基町10番52号	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
32	残留動物用医薬品分析法開発等 一式	同上	平成17年10月27日	名古屋市衛生研究所 所長 金田 誠一 愛知県名古屋瑞穂区萩山町1丁目11番地	5,000,000	現行の分析法開発の策定に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○